



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 243 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 244 " (")
- 245 " (")
- 246 " (")
- 247 " (")
- 248 " (")
- 249 " (")
- 250 " (")
- 251 次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 252 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 253 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
- 254 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 255 救急病院の認定 (医務課)
- 256 救急診療所の認定 (")
- 257 救急病院の認定 (")
- 258 救急診療所の認定 (")
- 259 " (")
- 260 和歌山県子ども救急相談ダイヤル(＃8000)事業相談等業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 261 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 262 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")
- 263 平成20年度前期技能検定の実施 (雇用推進課)
- 264 平成20年度随時技能検定の実施 (")
- 265 保安林の指定 (森林整備課)
- 266 " (")
- 267 " (")
- 268 " (")
- 269 公共測量の実施 (技術調査課)
- 270 道路の区域変更 (道路保全課)

- 271 新道路の供用開始等 (")
- 272 道路の区域変更 (")
- 273 新道路の供用開始等 (")
- 274 道路の区域変更 (")
- 275 新道路の供用開始等 (")
- 276 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 277 道路の位置の指定 (都市政策課)
- *278 昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (出納室)

○ 選挙管理委員会告示

- 15 政治団体の設立の届出
- 16 政治団体の届出事項の異動の届出

○ 警察本部告示

- 3 交通管制システム中央装置等保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (管財課)
- " (")
- " (情報システム課)
- " (医務課)

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第243号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成17年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日

平成20年2月25日

和歌山県告示第244号

和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年1月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第245号

和歌山県紀の川市上田井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年11月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上田井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上田井の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第246号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

- 2 調査を行った時期
平成17年4月18日から平成19年12月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第247号

和歌山県那賀郡那賀町大字江川中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡那賀町
- 2 調査を行った時期
平成15年4月21日から平成17年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡那賀町大字江川中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡那賀町大字江川中の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第248号

和歌山県那賀郡那賀町大字名手市場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡那賀町
- 2 調査を行った時期
平成15年4月21日から平成17年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡那賀町大字名手市場の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡那賀町大字名手市場の一部地区
- 5 認証年月日

平成20年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第249号

和歌山県那賀郡那賀町大字名手下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡那賀町
- 2 調査を行った時期
平成15年4月21日から平成17年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡那賀町大字名手下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡那賀町大字名手下の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第250号

和歌山県紀の川市下丹生谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市下丹生谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市下丹生谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年2月25日

和歌山県告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年3月4日

- 1 業務内容
次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託
- 2 入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。
 - (1) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「システム運用管理」のいずれにも登録されているものであること。
コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
 - (2) 総務省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成19年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかの資格を有するもの又はこれと同等の資格を有すると認められる者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。
 - (3) 和歌山県の示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
 - (4) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。また、担当技術者のうち少なくとも1名は、次のアに該当する者であること。
コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。
ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの）の資格を有する者
イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者
（ア）システム監査技術者
（イ）特種情報処理技術者
（ウ）プロジェクトマネージャ
（エ）アプリケーションエンジニア
（オ）ネットワークスペシャリスト
（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理）
ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュ

リティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

- (5) 平成16年4月1日から平成20年3月1日までの間に、同種、同規模の情報処理分野に関する役務の提供に係る事業実績があり、かつ、そのうちシンクライアント方式による構築及び運用の経験を有する者で、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 情報システムの契約に係る競争入札参加資格通知書の写し
- (ウ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
- (エ) 作業実施計画書
- (オ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し
- (カ) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)については構成員毎に提出することとし、(カ)及び(キ)についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 情報システムの契約に係る競争入札参加資格通知書の写し
- (ウ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し
- (エ) 作業実施計画書
- (オ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し
- (カ) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類
- (キ) コンソーシアムの協定書を証する写し

- (2) (1)のア(ア)、(イ)、(エ)及び(カ)に掲げる申請書類並びに(1)のイ(ア)、(イ)(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成20年3月4日(火)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月12日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

のとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

- (2) 日時

平成20年3月10日(月)午後1時30分から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年3月18日(火)から平成20年3月25日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
郵便番号 640-8585
電話番号 073-432-5655
ファクシミリ番号 073-428-1136

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月28日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年4月3日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年4月3日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第252号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年4月19日まで縦覧に供する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年2月19日

2 名称
特定非営利活動法人青少年活動サポートわかやま

3 代表者の氏名
高岸貢

4 主たる事務所の所在地
和歌山市市小路365番地の26

5 定款に記載された目的
この法人は、県内の子ども・青少年や、大人に対して、青少年の主体的、文化的、創造的な体験活動を行うとともに、子ども・青少年と大人が共に成長する地域社会の創造

に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第253号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071300614	有限会社ホーム・ナース	和歌山市鳴神55-16	中出修	ホーム・ナースヘルプサービス紀北	伊都郡かつらぎ町妙寺54-5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.12.31
3071300127	社会福祉法人橋本市社会福祉協議会	橋本市東家一丁目3番8号	辻本仁至	高野口町デイサービスセンター	橋本市高野口町名倉1202-2	通所介護・介護予防通所介護	平成19.12.31
3071500262	株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25番地	谷澤博司	テイコク	有田市千田317-2	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.12.31
3071201341	有限会社神前コーポレーション	紀の川市田中馬場201-1	土居重子	ヒカリケアセンター事業部	紀の川市田中馬場201-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.1.15
3070105832	株式会社トータルライフサポート	和歌山市西小二里3丁目63	小川敬義	ホームヘルプサービス農虹	和歌山市西小二里3丁目63	訪問介護	平成20.1.31
3071500106	有限会社楠林坂本電化ハウス	有田市箕島730-8	坂本敏昭	有限会社楠林坂本電化ハウス	有田市箕島730-8	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成20.1.31
3071600260	有限会社サンクリン紀の国	有田郡広川町下津木432番地	梅本勝也	有限会社サンクリン紀の国	有田郡広川町下津木432番地	福祉用具貸与	平成20.1.31
3060190182	医療法人仁泉会	和歌山市新高町4-16	丸山節夫	訪問看護ステーションまるやま	和歌山市新高町4-16	訪問看護	平成20.2.6

和歌山県告示第254号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
ケアセンター虹(訪問介護・介護予防訪問介護・福祉用具貸)	和歌山市岩橋1043-5	和歌山市西小二里1丁目1番32号	平成19.11.10

与・介護予防福祉用具貸与)			
ヘルパーステーションわかやま(訪問介護・介護予防訪問介護)	和歌山市小雑賀696-5	和歌山市関戸5丁目7番16号	平成20.1.4
訪問看護ステーション和歌山(訪問看護・介護予防訪問看護)	和歌山市小雑賀696-5	和歌山市関戸5丁目7番16号	平成20.1.4
居宅介護支援わかやま(居宅介護支援)	和歌山市小雑賀696-5	和歌山市関戸5丁目7番16号	平成20.1.4
ニチイケアセンター新宮(訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援)	新宮市新宮3720-1	新宮市字鴻田3720-3	平成20.1.10
わかうら会(通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援)	和歌山市田野175番地	和歌山市田野190番地	平成20.1.30

和歌山県告示第255号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365番地
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第256号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 海南市民病院
- 2 所在地 海南市日方1272番地の3
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第257号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保野上厚生総合病院

2 所在地 海草郡紀美野町小畑198番地

3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第258号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人天竹会竹中整形外科
- 2 所在地 海南市重根11の1
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第259号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地1番地の50
- 3 有効期限 平成23年1月31日

和歌山県告示第260号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県子ども救急相談ダイヤル(＃8000)事業相談等業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称
和歌山県子ども救急相談ダイヤル(＃8000)事業相談等業務
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加する資格を有するものは、平成20年3月4日(火)現在において、次の要件を満たしているものとする。
(1)自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2)自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
(3)和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4)国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。

- (5) 平成20年3月4日以前の直近3年間において、国、地方公共団体等とはほぼ同種かつ同規模以上の契約を締結し、これらの業務を誠実に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- (6) 次に掲げる免許を有する者を配置することができる者
- ア 医師法(昭和23年法律第201号)第2条に規定する免許
- イ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条に規定する免許
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所又は個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ウ) 法人にあっては主たる事務所又は個人にあっては住所地が所在する市町村が課する市町村民税
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 2の(5)に掲げる業務に係る契約書の写し
- サ 相談業務従事予定者名簿(2の(6)に掲げる免許を有することを証する書面の写しを添付すること。)
- シ 組織概要図
- ス 申告書
- (2) (1)のア、イ、オ、ク、ケ、サ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年3月4日(火)から平成20年3月11日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。これらの用紙は、和歌山県福祉保健部健康局医務課のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月11日(火)までの間に和歌山県福祉保健部健康局医務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)に

より行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年3月4日(火)から平成20年3月11日(火)までの休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県福祉保健部健康局医務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604(直通)

ファクシミリ番号 073-424-0425

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月13日(木)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月15日(土)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月18日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第261号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店

和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年3月4日～平成20年4月4日
 時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第262号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグキリン御坊店
 和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1 他
- 2 意見の概要
 特になし
- 3 意見の縦覧場所
 和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藪350番地)
 日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 平成20年3月4日～平成20年4月4日
 時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第263号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成20年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施する等級別検定職種
 (1) 1級及び2級
 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業、家具機械加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、

タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (2) 2級
 写真(肖像写真作業)
- (3) 3級
 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業)、建築板金(内外装板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (4) 単一等級
 れんが積み(れんが積み作業)

- 2 技能検定試験の方法
 実技試験及び学科試験
- 3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

- (1) 実技試験
 ア 手数料
 (ア) 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種	手数料 (1件)
園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾、れんが積み	15,700円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

検 定 職 種	手数料 (1件)
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、写真、フラワー装飾	10,500円

イ 実施期日

実技試験は、平成20年6月9日(月)～9月17日(水)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成20年6月2日(月)に和歌山県商工観光労働部労働政策局雇用推進課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりである。

検 定 職 種	等級	実施日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、フラワー装飾	3級	平成20年7月27日(日)
造園、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	平成20年8月24日(日)
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1級及び2級	平成20年8月31日(日)
写真	2級及び3級	平成20年9月3日(水)
園芸装飾、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾、れんが積み	1級、2級及び単一等級	平成20年9月7日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会
和歌山市砂山南三丁目3番38号
和歌山技能センター内
電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成20年4月3日(木)から平成20年4月16日(水)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「○級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3の(1)のアに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成20年10月3日(金)に和歌山県ホームページにて掲載する。ただし、3級の技能検定合格者(写真は除く。)の合格発表は、平成20年8月27日(水)とする。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部労働政策局雇用推進課(電話番号 073-441-2802)又は和歌山県職業能力開発協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第264号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、平成20年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 3級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリ一式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工

(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 1の(1)に掲げる3級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

3級、基礎1級及び基礎2級

検 定 職 種	手数料 (1件)
機械検査、婦人子供服製造	13,000円
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	15,700円

イ 実施期日
実技試験は、平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所
実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日
学科試験は、平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所
学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会
和歌山市砂山南三丁目3番38号
和歌山技能センター内
電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、協会で配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(あて先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3の(1)のアに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定については不明な点は、和歌山県商工観光労働部労働政策局雇用推進課(電話番号 073-441-2802)又は和歌山県職業能力開発協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第265号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字登尾4467の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字登尾4467の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第266号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字羽又4515の1・4515の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字榎又4515の1(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
 ない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町
 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第267号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に
 より、次のように保安林の指定をする。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字羽六字劔屋181か
 ら184まで、185の1、189
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字劔屋181・183・184・185の1・189(以上5筆につ
 いて次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
 ない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第268号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に
 より、次のように保安林の指定をする。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小匠字土
 木1236、1243、1244
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字土木1236・1243(以上2筆について次の図に示す
 部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
 めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝
 浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第269号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用す
 る同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共
 測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)
 2 作業期間 平成20年3月7日から平成20年3月31日まで
 3 作業地域 有田市、有田川町、湯浅町及び広川町の一
 部

和歌山県告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基
 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道
 2 路線名 上富田南部線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町南 道字石引谷312番6 地先から同町南道 字石引谷315番4地 先まで	旧	7.80 ? 11.90	95.11	

同上	新	13.80 } 19.20	94.15	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第271号

平成20年和歌山県告示第270号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町南道字畑崎350番2地先から同町東吉田字小矢谷501番3地先まで	旧	7.80 } 14.60	297.20	
同上	新	14.60 } 21.40	287.60	

和歌山県告示第273号

平成20年和歌山県告示第272号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町東吉田字上城408番4地先から同町東吉田字上城426番地先まで	旧	10.20 } 16.60	174.82	
同上	新	17.00 } 27.00	172.03	

和歌山県告示第275号

平成20年和歌山県告示第274号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年3月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

海南市重根地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日方川右支溪(1-202-1-083)、日方川右支溪(1-202-1-084)、日方川左支溪(1-202-1-091)、日方川左支溪(1-202-1-092)、日方川左支溪(1-202-1-093)、日方川左支溪(1-202-1-094)、日方川左支溪(1-202-1-095)、日方川左支溪(1-202-1-096)、日方川左支溪(1-202-1-097)、大谷川右支溪(1-202-1-098)、大谷川左支溪(1-202-1-099-1)、大谷川(1-202-1-099-2)、下村川左支溪(1-202-1-100)、下村川左支溪(1-202-1-101-1)、下村川左支溪(1-202-1-101-2)、日方川右支溪(1-202-2-060)、日方川右支溪(1-202-2-061-1)、日方川右支溪(1-202-2-061-2)、日方川右支溪(1-202-2-061-3)、日方川右支溪(1-202-2-061-4)、日方川左支溪(1-202-2-063)、下村川(1-202-2-064)、下村川左支溪(1-202-2-065)、日方川左支溪(1-202-3-027)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり。

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年
政令第84号。以下「令」という。)で定める事項
次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整備
部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事
事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

海南市下津町大崎地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり

2 土砂災害警戒区域の名称
大崎(173-1)、大崎(173-2)

3 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整備
部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事
事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

紀美野町国木原、柴目、長谷、井堰、円明寺、松ヶ峯、谷、
小西、毛原宮及び箕六地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
山田川左支溪(1-302-2-001)、山田川左支溪(1-30
2-2-002)、山田川左支溪(1-302-2-003)、山田川左支
溪(1-302-2-004-1)、山田川左支溪(1-302-2-004-
2)、山田川左支溪(1-302-2-005)、山田川左支溪(1-
302-2-006)、貴志川右支溪(1-302-2-010)、貴志川右
支溪(1-302-2-011)、貴志川右支溪(1-302-2-012)、
貴志川右支溪(1-302-2-021)、真国川右支溪(1-303-
2-002)、妙見谷(1-303-2-008)、東尾谷(1-303-2-03
0)、貴志川右支溪(1-302-2-032)、滝本谷(1-303-2-
041)、貴志川右支溪(1-303-2-042)、貴志川左支溪
(1-303-2-061)、貴志川左支川(1-303-2-067-1)、貴
志川左支川(1-303-2-067-2)、貴志川左支川(1-303-
2-067-3)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり。

4 法第8条第2項に規定する令で定める事項
次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県土整
備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南
工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供
する。)

和歌山県告示第277号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号
の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2975	紀の川市尾崎 字夜水121番1 の一部、122 番の一部、12 4番の一部、1 25番1の一部 、121番2の一 部、125番2の 一部	和歌山市太田 479番地3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成 20.2.21	6.00	52.60

和歌山県告示第278号

昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき
人の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表売りさばき所の欄中「伊都郡かつらぎ町妙寺143-1
妙寺警察署内」を「伊都郡かつらぎ町中飯降1150番1 か
つらぎ警察署内」に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の
規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7
条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年3月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の 氏 名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届出年月日	政党・政治 団体の別	備 考
森尾正稔後援会	笹野達雄	谷廣美	日高郡印南町大字印 南1027-3	平成 20.1.17	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規
定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年3月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団体の別	備 考
一志会	主たる事務所の 所在地	伊都郡高野町高野山730	伊都郡高野町高野山797	平成 20.1.9	政治団体	
自由民主党高野町支 部	会計責任者	目黒寿典	平野一夫	平成 20.1.9	政党の支部	
自由民主党和歌山県 石油販売業支部	代表者	森下正紀	片桐正邇	平成 20.1.17	政党の支部	
世耕弘成湯浅町後援 会	主たる事務所の 所在地	有田郡湯浅町湯浅1290	有田郡湯浅町湯浅1961-32	平成 20.1.25	政治団体	
	代表者	総田章喜	椎木康司	平成 20.1.25	政治団体	
	会計責任者	中美二	上田栄一	平成 20.1.25	政治団体	
智多寛司後援会	代表者	藪本恒男	前畑和美	平成 20.1.28	政治団体	
原ひでお後援会	主たる事務所の 所在地	田辺市文里一丁目31-7	田辺市磯間25-4	平成 20.2.7	政治団体	
佐伯誠章後援会	代表者	野上泰造	筒井和彦	平成 20.2.8	政治団体	

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通管制システム中央装置等保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年3月4日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通管制システム中央装置等保守委託業務

(2) 業務内容等

交通管制システム中央装置等保守委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年3月4日（火）現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県の定める情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム運用・管理」及び「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

(4) 過去2年間に、国、地方公共団体、企業又は団体等と情報システムの保守委託契約（契約金額2千万円以上）を締結し、かつ、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。

(5) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(6) 国税及び県税に未納がない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書
 イ 事業経歴書
 ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 カ 使用印鑑届
 キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 (ア) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税
 (イ) 法人にあっては主たる事務所が所在する、個人にあっては在住する都道府県が課する都道府県税全税目
 ク 誓約書
 ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 コ 2の(3)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格結果通知書の写し
 サ 2の(4)に掲げる委託契約に係る契約書の写し
 (2) (1)のイからオまで、キ及びコに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
 (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
 (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月7日(金)から平成20年3月12日(水)の間において6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
 4 資格審査説明会の場所及び日時
 (1) 場所
 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 小会議室
 (2) 日時
 平成20年3月7日(金)午後2時
 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。
 6 資格審査申請書類の配布の場所
 和歌山県警察本部交通部交通規制課(岡崎庁舎内交通規制センター)
 和歌山市西46番地の1
 郵便番号 640-8313
 電話番号 073-473-0110(内線563)
 ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
 7 資格審査の結果通知
 資格審査の結果は、郵便により平成20年3月14日(金)までに通知する。
 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 (2) (1)の説明は、平成20年3月19日(水)までに書面により求めることができる。
 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
 (4) 説明に対する回答については、平成20年3月24日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁舎及び構内清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務年度及び業務番号
平成20年度 管委 第1号
 - (2) 業務名
和歌山県庁舎及び構内清掃業務
 - (3) 業務の内容
清掃業務仕様書のとおり。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年3月4日現在で、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成10年和歌山県告示第84号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参

加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「一般清掃業」に記載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課
電話番号 073-441-2213(直通)
ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

(2) 日時

平成20年3月12日(水)午前10時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月21日(金)午前10時30分

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 入札の失格

最低制限価格に対する入札書比較価格(最低制限価格の105分の100に相当する価格をいう。以下同じ。)未満の価格の入札をした者は、失格とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじ

を引かせるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

13 契約の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

- (2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

和歌山県庁南別館液化石油ガス調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び番号

平成20年度 管物 第1号

- (2) 調達物品の名称及び使用量

ア 名称

液化石油ガス

イ 予定使用量

約11,000Nm³

- (3) 調達の内容

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け入札参加資格を有すると認められ、かつ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「ガス類その他」に登載され、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)第3条の登録を受けた者で、液石法第27条の保安業務について、液石法第29条の

認定を受け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第30条第2項第2号の「一般消費者等の範囲を示した図面」に和歌山県庁南別館が入るもの又は和歌山県庁南別館が入る者に委託できるもの

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

- (2) 期間

平成20年3月4日(火)から平成20年3月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)と同じ。

- (2) 期間

3の(2)と同じ。

- (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-441-2212又は2213(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館 5階多目的会議室

- (2) 日時

平成20年3月14日(金)午後2時00分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館 5階多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月24日(月)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2に掲げる資格要件を証する書面を持参するものとする。

7 入札方法

- (1) 入札者は、入札書に1Nm³当たりの液化石油ガス単価を記載すること。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の1

00分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に0.1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に11,000を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に11,000を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

(1) この入札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の回数を含め3回までとする。

12 契約の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称
和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2212又は2213

(2) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務内容
次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託

(3) 業務委託の内容
入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(5) 納入期限
調査報告書及び比較資料 平成20年6月13日(金)まで
設計書原案及び構築費用原案 平成21年3月2日(月)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第251号に規定する次期統合利用・セキュリティ基盤調査設計業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成20年3月4日(火)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月12日(水)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成20年3月10日(月)午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成20年4月4日(金)午前11時から

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により

競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年4月4日(金)午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合において、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争

入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
 - イ 所在地
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
郵便番号 640-8585
電話番号 073-432-5655
ファクシミリ番号 073-428-1136
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

和歌山県子ども救急相談ダイヤル(#8000)事業相談等業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号
平成20年度医委第1号
- (2) 委託業務名
和歌山県子ども救急相談ダイヤル(#8000)事業相談等業務
- (3) 業務の仕様等
仕様書による。
- (4) 業務の場所
和歌山県福祉保健部健康局医務課が指定する場所
- (5) 契約期間
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第260号に規定する和歌山県子ども救急相談ダイヤル(#8000)事業相談等業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県福祉保健部健康局医務課
- (2) 期間
平成20年3月4日(火)から平成20年3月11日(火)までの午前9時から午後5時30分まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、平成20年3月11日(火)までの間に和歌山県福祉保健部健康局医務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階商工観光労働総務課労働相談室

イ 入札日時

平成20年3月19日(水)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部健康局医務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部健康局医務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部健康局医務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2604(直通)

ファクシミリ番号 073-424-0425

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

諸 報

入 札 公 告

交通管制システム中央装置等保守委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年3月4日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度
 (2) 業務の名称
 交通管制システム中央装置等保守委託業務
 (3) 業務の内容
 交通管制システム中央装置等保守委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 (4) 契約期間
 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間
 (5) 入札金額
 年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 平成20年和歌山県警察本部告示第3号に規定する交通管制システム中央装置等保守委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
 和歌山県警察本部交通部交通規制課内交通管制センター(以下「交通管制センター」という。)
 和歌山市西46番地の1
 電話番号 073-473-0110(内線563)
 ファクシミリ番号 073-473-0110(内線568)
 (2) 期間
 平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等は、次のとおりとする。
 ア 場所
 3の(1)に同じ。
 イ 期間
 3の(2)に同じ。
 (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成20年3月12日(水)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 小会議室
 (2) 日時
 平成20年3月7日(金)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階 会議室
 イ 入札日時
 平成20年3月25日(火)午前11時
 ウ 開札場所
 アに同じ。
 エ 開札日時
 イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
 (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止

期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。